

平成30年度答申第2号

平成30年 5月 7日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

個人情報の目的外利用について（答申）

平成30年4月16日付け松政広第1000号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

シティプロモーション推進事業に係る個人情報の目的外利用について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、当該調査結果を本市における転入及び定住の促進、生産年齢人口の増加等に係る事業のための基礎資料として利用できることから、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

ただし、その際の個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守の上、個人情報の適正かつ慎重な取扱い及び管理を行うよう個人情報の保護の徹底を図られたい。

また、本利用に当たり関係する市民部市民課及び総務部情報政策課にあつては、日

頃から個人情報を取り扱う部署であり、改めて、個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守の上、本件事業を所掌する諮問課である総合政策部広報広聴課シティプロモーション担当室と相互に協力して個人情報の適正かつ慎重な取扱い及び管理を行うよう個人情報の保護の徹底を図られたい。

3 市の機関からの諮問内容

(1) 事業の名称

シティプロモーション推進事業

(2) 事業の目的・内容

本事業では、市の魅力や暮らしやすさ、市の取り組む各種事業を市内外に効果的に発信し、本市の認知度の向上や都市イメージの向上、本市への愛着や誇りの醸成を図ることにより、市外からの転入促進及び市内における定住促進を図り、将来にわたり本市の人口規模（約50万人規模）の維持につながるようプロモーション活動を行っている。

(3) 個人情報を目的外利用する理由

本事業の目指すところは、少子高齢化の進展による人口減少社会の中で、将来にわたり「活力ある松戸市」を維持するため、生産年齢人口の減少を抑制し、さらには増加させるとともに、担税力を強化し、安定した財政基盤を確保することである。

そこで、平成29年中に本市へ転入した者であり、かつ20歳から49歳の世帯主を対象に、郵送によるアンケートを実施し、転入理由等を調査・分析することで、本市の強みとして今後、戦略的なプロモーション事業を推進するための基礎資料とする。アンケートによる本事業の推進は、未来の松戸市の発展に寄与し、市民の利益につながるものとする。

(4) 調査の対象者

平成29年1月1日から同年12月31日までの間に本市へ転入した者のうち、世帯主であり、かつ平成30年1月1日現在20歳から49歳であり、かつ日本国籍を有する者の中から無作為に抽出された3,000名

- (5) 目的外利用する個人情報（抽出時利用）
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民情報（住所、氏名、性別、生年月日、続柄、国籍）
- (6) 調査を実施する課
総合政策部 広報広聴課 シティプロモーション担当室
- (7) 個人情報を目的外利用する期間（予定）
平成30年6月1日から平成31年3月31日まで
- (8) 業務を所掌する課（諮問課）
総合政策部 広報広聴課 シティプロモーション担当室

以上